

犬山市議会第60号議案

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、第2子に係る利用者負担の減額の対象範囲を拡大するため必要があるからである。

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表備考に次のように加える。

7 市町村民税所得割額301,000円未満の世帯において特定被監護者等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。次項において同じ。）が2人以上いる場合は、年齢の高い方から数えて2人目の3号認定子どもに係る利用者負担額は、当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の2分の1の額とする。

8 第5項及び前項の規定にかかわらず、市町村民税所得割額97,000円未満の世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、年齢の高い方から数えて2人目以降の3号認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 改正後の犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例第1条に規定する子どものための教育・保育給付（以下「教育・保育給付」という。）について適用し、同日前に行われる教育・保育給付については、なお従前の例による。

○犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額）</p> <p>第7条 略</p> <p>表 略</p> <p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>7 市町村民税所得割額301,000円未満の世帯において特定被監護者等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。次項において同じ。）が2人以上いる場合は、年齢の高い方から数えて2人目の3号認定子どもに係る利用者負担額は、当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の2分の1の額とする。</p> <p>8 第5項及び前項の規定にかかわらず、市町村民税所得割額97,000円未満の世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、年齢の高い方から数えて2人目以降の3号認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額）</p> <p>第7条 略</p> <p>表 略</p> <p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>2 略</p>